

事 務 連 絡

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御中

構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の配置について（通知）

政府の地方分権改革推進本部においては，国から地方公共団体，また，都道府県から市町村への事務・権限の移譲等について，継続的に検討が行われているところであり，去る平成 27 年 12 月 22 日に「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

今回の閣議決定においては，宮城県等からの提案を受けて，「地域に医師がないなど，個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は，学校医の代替として，医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け，学校医と同様の職務を行わせることが可能である」とされたところです。

学校における保健管理の効果的な実施を図るためには，校長，学級担任，養護教諭，学校医，学校歯科医，学校薬剤師等，全ての教職員がそれぞれの立場において相互に緊密な連携を保ちながらその責務を果たすことが必要です。また，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）が，その職務である学校保健計画の立案への参与並びに児童生徒等の健康相談及び保健指導等を行うに当たっては，児童生徒等の保健管理を継続的に行うことが必要です。そのため，学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条においては，原則として，学校には，個人への委嘱を通じて学校医等を置くものとするものとされています。

ただし，地域に医師、歯科医師及び薬剤師（以下「医師等」という。）がないなど，個人への委嘱を通じて学校医等を確保できないやむを得ない事情がある場合に限り，学校医等が不在の間，継続して児童生徒等の保健管理を行うために，医療機関等への委託によって学校医等の代替となる医師等を確保することも許容されます。

そのため，学校の設置者におかれては，必要に応じて各地域における医師会，歯科

医師会，薬剤師会と連携をするなど、各学校に学校医等を確保するために努めていただき、学校医等の確保が困難な場合には医療機関等への委託によって学校医等の職務の代替とするなど、いかなる場合も保健管理が滞りなく行われるよう、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお取り計らい願います。

【問合せ】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課企画調整係

tel : 03-5253-4111(4950)

fax : 03-6734-3794

(別添)

平成 27 年 12 月 22 日
閣 議 決 定

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 27 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、雇用対策部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2～5 （略）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

(5) 学校保健安全法（昭 33 法 56）

学校医の委嘱（23 条）については、地域に医師がいないなど、個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は、学校医の代替として、医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同様の職務を行わせることが可能であることを、地方公共団体に平成 27 年度中に通知する。